

証券コード 9425
2020年7月10日

株 主 各 位

大阪市北区天満橋一丁目8番30号
O A P タワー 9 階

日本テレホン株式会社

代表取締役社長 岡 田 俊 哉

第32期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第32期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）その他感染症の感染拡大防止のため、株主の皆様におかれましては、極力、書面による議決権の事前行使をお願い申し上げるとともに、国内の流行状況やご自身の健康状態にもご留意いただき、株主総会当日のご出席についてご判断いただきますようお願い申し上げます。

お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2020年7月27日（月曜日）午後5時までに到着するようにご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

- | | | |
|---------|---|---|
| 1. 日 | 時 | 2020年7月28日（火曜日）午前10時 |
| 2. 場 | 所 | 大阪市北区天満橋一丁目8番30号
O A P タワー24階 A・B会議室
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。) |
| 3. 目的事項 | | |
| 報告事項 | | 第32期（2019年5月1日から2020年4月30日まで）事業報告および計算書類の内容報告の件 |
| 決議事項 | | |
| 議案 | | 監査役1名選任の件 |

以 上

- ~~~~~
1. 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 2. 株主総会参考書類並びに事業報告および計算書類に修正をすべき事情が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス<https://www.ntel.co.jp>）において、修正後の事項を掲載させていただきます。

(添付書類)

事業報告

(自 2019年5月1日
至 2020年4月30日)

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当事業年度（2019年5月1日から2020年4月30日まで）におけるわが国経済は、政府による経済政策を背景に企業収益や雇用の改善に伴い、国内景気は緩やかな回復基調にあったものの、新型コロナウイルスの世界的な流行により、景気の先行きは依然として不透明な状況が続いております。

当社の主な事業分野である移動体通信業界におきましては、2019年10月施行の改正電気通信事業法により、通信と端末が分離された新料金プランの提供が開始され、販売時の値引き額の上限が設定される等、移動体通信事業者間、販売代理店間の価格競争は鈍化している中、新たな移動体通信事業者の参入もあり、MVNO事業者を含めて、お客様の選択肢は多様化し、サービス品質や接客品質がより一層重要になる等、同事業分野を取り巻く環境は大きく変化してきております。

また、一方のリユースモバイル業界におきましては、移動体通信業界の動向を受けて、一部のMVNO事業者においてリユースモバイル端末の販売が開始される等、「新品」と「中古」という概念ではなく、「より良いものをより安く」というお客様のニーズに合わせた価値提案が広がる等、市場規模の拡大とともに、同事業分野の環境も大きく変化してきております。

このような事業環境の中、当社は顧客ニーズの変化に迅速に対応するため、「ビヨンド・イマジネーション（注）」の行動ポリシーのもと、お客様が必要とするサービス・商品を的確に捉え、提供できるよう尽力してまいりました。

当社の主力事業である移動体通信関連事業におきましては、前事業年度に実施した構造改革が期待する効果を生み、売上高および販売台数は減少したものの、既存店の生産性向上等により大幅に収益改善す

ることができました。

一方、リユースモバイルの販売を主とするリユース関連事業におきましては、引き続き、B to B取引を主軸とし、同業者間売買や、法人向け販売が堅調に推移いたしました。

これらの結果、当事業年度における経営成績は、売上高 4,339百万円と前事業年度の売上高 5,340百万円に比べ 1,000百万円、18.7%の減少となりました。

営業損益につきましては、引き続き一般管理費の削減を始め種々経営効率の改善に努めたことにより、営業利益 62百万円（前事業年度 45百万円の営業損失）となりました。

また、経常損益につきましては、受取手数料等の合計 0百万円の営業外収益、および資金調達費用 5百万円、物品売却損 2百万円、支払利息 2百万円等の合計 11百万円の営業外費用を計上した結果、経常利益 52百万円（前事業年度 49百万円の経常損失）となりました。

当期純損益につきましては、資産除去債務戻入益 6百万円、店舗譲渡益 5百万円、受取賠償金 2百万円の特別利益、および固定資産売却損 0百万円の特別損失を計上した結果、当期純利益 57百万円（前事業年度 40百万円の当期純損失）となりました。

(注) 「ビヨンド・イマジネーション」とは、「①お客様の想像を超える ②仲間の期待を超える ③自分の限界を超える」を行動ポリシーとした当社の基本方針であります。

事業部門別の状況は次のとおりであります。

当社の事業は、情報通信関連事業の単一セグメントであります。業績の状況を事業部門別に記載しております。

(移動体通信関連事業)

当事業年度における移動体通信関連事業におきましては、消費税増税や通信と端末の分離を適用した新料金プランの導入や、新たな移動体通信事業者の参入等の様々な環境の変化がございましたが、前事業年度に実施した構造改革による不採算店舗の撤退および、撤退による既存店への人材等の経営資源の再配置を実施し、店舗での接客品質の向上はもとより、店外イベントへの積極展開を実施し、地域に密着した営業活動を強化した結果、事業収益は前事業年度を大きく超える収益の改善となりました。

また、売上高は、1,613百万円（前事業年度 3,513百万円）、販売台数 14,568台（前事業年度 34,517台）となりました。

(リユース関連事業)

当事業年度におけるリユース関連事業におきましても、移動体通信関連事業と同様に消費税増税や、新品市場の流通量減少に伴うリユースモバイル端末供給量減少等の様々な外部要因がある中、そのような環境下においても引き続き好調に推移しているB to B取引の取り扱い数量増加および調達コストの削減や、商品化工程の作業効率の見直し等の収益率向上に取り組んだ結果、事業収益は前事業年度を大きく超える伸長となりました。

また、売上高は、2,723百万円（前事業年度 1,821百万円）、販売台数 75,713台（前事業年度 68,196台）となりました。

(その他の事業)

当事業年度におけるその他の事業におきましては、売上高 2百万円（前事業年度 5百万円）となりました。

なお、事業部門別の売上高の内訳は次表のとおりとなっております。

事業部門別売上高の内訳

区 分	第 31 期 (2019年4月期)		第 32 期 (当期) (2020年4月期)		前事業年度比
	売上高	構成比	売上高	構成比	
(1) 移動体通信関連事業	千円	%	千円	%	%
①通信機器販売	2,654,179	49.7	979,382	22.6	36.9
②受取手数料収入	859,392	16.1	633,782	14.6	73.7
小 計	3,513,572	65.8	1,613,165	37.2	45.9
(2) リユース関連事業					
小 計	1,821,256	34.1	2,723,661	62.7	149.5
(3) その他の事業					
小 計	5,902	0.1	2,907	0.1	49.3
売上高合計	5,340,732	100.0	4,339,734	100.0	81.3

(2) 設備投資の状況

当事業年度中において実施いたしました設備投資の総額は、8百万円です。その主なものは、テレワーク環境構築に伴うパソコンの入れ替えによるものであります。

(3) 資金調達の状況

当事業年度における設備投資は、自己資金でまかないました。

(4) 対処すべき課題

当社を取り巻く事業環境は、家庭における通信費を安くすることを目的として、改正電気通信事業法が施行されたことによって、モバイル業界全体で大きな変革期を迎えていると考えております。

これまでモバイル業界においては、移動体通信事業者、販売代理店、MVNO事業者、リユースモバイル事業者がそれぞれの立ち位置で事業を推進しておりましたが、販売手法の変革とともに、顧客の価値観も変化してきており、顧客ニーズの変化にいち早く対応することが必要になっていくものと考えております。

当社といたしましては、このような事業環境を前提として、以下に掲げる事項を今後の課題として認識するとともに、継続企業の前提に関する重要事象等の存在について、事業の遂行を通じて当該事象を早期に解消すべく対処をしてまいりたいと思います。

① 移動体通信関連事業

移動体通信関連事業におきましては、通信と端末の完全分離導入に伴い、買い替えサイクルの長期化がすすんでおり、販売台数の鈍化への対応、および多様化するサービスに対する知識習得等、各移動体通信事業者が求める最適なショップ運営を目指すために、スタッフの教育・定着が同事業分野における重要な課題であると認識いたしております。

当社といたしましては、来店いただいたお客様への販売はもとより、地域のイベント活動やスマホ教室の開催を通じて、携帯ショップに馴染みの無いお客様にもコンタクトをとり、お客様のニーズをヒアリングすることで、販売の獲得に繋げてまいります。また、人財教育においては、「ビヨンド・イマジネーション」の行動ポリシーに則り、社内外問わず研修を実施し、実務能力の向上を図る等、人財への投資に努めてまいります。

② リユース関連事業

リユース関連事業におきましては、リユースモバイルに対する認知度および市場規模は拡大しており、当社においても取扱い数量は順調に推移しております。このような状況下において、継続して、安定的な調達量を確保するとともに、価格高騰にも適応できる再生コストを含めた商品流通コストの低減化および、拡大する物量に対応する処理能力が重要な課題であると認識いたしております。当社といたしましては、引き続き国内外問わず、新規調達先の開拓や、既存調達先との取引拡大に向けた営業活動を強化するとともに、処理能力を上げるためのセンター拡張、また、センター拡張における再生作業工程の見直し等を通じて、再生作業の統一化・システム化を推進してまいります。

(5) 財産および損益の状況の推移

(単位：千円)

項 目	第 29 期 (2017年 4 月期)	第 30 期 (2018年 4 月期)	第 31 期 (2019年 4 月期)	第 32 期(当期) (2020年 4 月期)
売 上 高	5,707,052	5,236,992	5,340,732	4,339,734
経 常 利 益 または経常損失 (△)	△62,860	△68,807	△49,092	52,048
当 期 純 利 益 または当期純損失 (△)	△77,519	△103,554	△40,612	57,584
1 株 当 たり 当 期 純 利 益 ま た は 1 株 当 たり 当 期 純 損 失 (△)	△22円74銭	△30円38銭	△11円91銭	16円89銭
総 資 産	1,432,263	1,199,108	1,104,765	975,969
純 資 産	721,505	617,951	577,338	634,923
1 株 当 たり 純 資 産 額	211円65銭	181円27銭	169円36銭	186円25銭

(注) 1株当たり当期純利益または1株当たり当期純損失(△)は、期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。

(6) 主要な事業内容

① 移動体通信関連事業

移動体通信サービスの利用申込の取次、移動体通信端末機器および、付帯するその他の商品の販売を行っております。

② リユース関連事業

リユースモバイル端末の売買および、リユースモバイル端末のフランチャイズ事業を行っております。

③ その他の事業

情報・通信分野関連のその他の商品(コンテンツ等)の加入取次および、法人向けスマートフォンレンタルの事業等を行っております。

(7) 主要な事業所

① 事業所

大阪本社

大阪市北区

東京本社

東京都新宿区

② 店舗

(関西圏 3店舗)

(首都圏 1店舗)

トコモショップ 香里園店

大阪府寝屋川市

auショップ 阿佐ヶ谷

東京都杉並区

トコモショップ 四条河原町店

京都市中京区

auショップ 住之江公園

大阪市住之江区

(注) 2019年5月にワイモバイル吉祥寺駅前を譲渡いたしました。

2019年5月にソフトバンク吉祥寺サロート[®]を譲渡いたしました。

2019年5月にワイモバイル住之江を譲渡いたしました。

2019年5月にソフトバンク住之江を譲渡いたしました。

2019年5月にソフトバンク新宿西口を譲渡いたしました。

(8) 従業員の状況

従業員数		平均年齢	平均勤続年数
従業	員数		
当事業年度末	前事業年度末比増減		
52名 (29名)	3名減 (44名減)	35.7歳	5.7年

(注) 1. 嘱託社員・パート・アルバイト従業員および派遣社員は () 内に、年間の平均人数を外数で記載しております。ただし、1日の勤務時間は8時間換算で計算しております。

2. 前事業年度末に比べて嘱託社員・パート・アルバイト従業員および派遣社員が44名減少しております。主として、5店舗の譲渡による店舗数の減少とパート・アルバイト従業員および派遣社員の正社員化によるものです。

(9) 主要な借入先

借入先	借入額
株式会社三井住友銀行	70,000千円
株式会社三菱UFJ銀行	66,660千円

2. 会社の株式に関する事項

- | | |
|----------------|-------------|
| (1) 発行可能株式総数 | 12,400,000株 |
| (2) 発行済株式の総数 | 3,409,000株 |
| (3) 単元株式数 | 100株 |
| (4) 株主数 | 2,606名 |
| (5) 大株主（上位10名） | |

株主名	持株数	持株比率
兼松コミュニケーションズ株式会社	460,000株	13.49%
光通信株式会社	315,900	9.27
高山守男	240,000	7.04
現代商事株式会社	160,000	4.69
楽天証券株式会社	135,500	3.97
株式会社SBI証券	91,300	2.68
伊藤貴登	51,300	1.50
葛城秀彦	38,000	1.11
原田武大	31,400	0.92
松井証券株式会社	29,600	0.87

- (注) 1. 持株比率は、小数点以下第3位を四捨五入しております。
2. 自己株式は、所有しておりません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等（2020年4月30日現在）

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長	岡 田 俊 哉	執行役員
取 締 役	有 馬 知 英	執行役員 リュース営業部門管掌
取 締 役	森 永 博 幸	執行役員 人事戦略部門管掌
取 締 役	小 西 敏 夫	伊藤忠商事株式会社理事
常 勤 監 査 役	茶 谷 喜 晴	
監 査 役	加 藤 清 和	弁護士 梅田総合法律事務所パートナー
監 査 役	安 倉 史 典	

- (注) 1. 取締役 小西敏夫は、社外取締役であります。
2. 取締役 小西敏夫は、総合商社における長年の勤務経験を通じて幅広い見識があり、会社経営に関する相当程度の知見を有しております。
3. 監査役 加藤清和および安倉史典は、社外監査役であります。
4. 監査役 加藤清和は、弁護士であり、会社法務に関する相当程度の知見を有しております。
5. 監査役 安倉史典は、経営者として豊富な経験および幅広い見識があり、会社経営に関する相当程度の知見を有しております。
6. 取締役 小西敏夫並びに監査役 加藤清和および安倉史典を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 取締役および監査役の報酬等の総額

区 分	支 給 額	人 数
取 締 役	42,147千円	4名（うち社外取締役1名 1,872千円）
監 査 役	12,624千円	3名（うち社外監査役2名 3,744千円）
合 計	54,771千円	7名

（注） 使用人兼務取締役の使用人分給与は支給しておりません。

(3) 社外役員に関する事項

① 社外取締役

他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

取締役 小西敏夫

- ・ 伊藤忠商事株式会社理事であり、同社と当社との間には、取引その他特別な関係はありません。

② 社外監査役

他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

監査役 加藤清和

- ・ 梅田総合法律事務所パートナーであり、同事務所と当社との間には、取引その他特別な関係はありません。

監査役 安倉史典

- ・ 重要な兼職はありません。

③ 当事業年度における主な活動状況
取締役会および監査役会への出席状況

	取締役会 ()内は開催回数		監査役会 ()内は開催回数	
	出席回数	出席率	出席回数	出席率
取締役 小西敏夫	13 (14) 回	92.9%		
監査役 加藤清和	12 (14) 回	85.7%	13 (14) 回	92.9%
監査役 安倉史典	14 (14) 回	100.0%	14 (14) 回	100.0%

1. 小西敏夫・・・出席した取締役会においては、社外取締役として、報告事項や決議事項について適宜質問をするとともに、商社経営者としての知識と経験に基づき意見を述べております。
2. 加藤清和・・・出席した取締役会、監査役会においては、社外監査役として、報告事項や決議事項について適宜質問をするともに、主に弁護士としての専門的見地から意見を述べております。
3. 安倉史典・・・出席した取締役会、監査役会においては、社外監査役として、報告事項や決議事項について適宜質問をするともに、経営者としての専門的見地から意見を述べております。

(4) 責任限定契約の内容の概要

当社と取締役（業務執行取締役であるものを除く。）および各監査役とは、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額であります。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

仰星監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支払額
① 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	18,000千円
② 当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	18,000千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、会計監査人としての報酬等の額には合計額を記載しております。
2. 監査役会は、取締役、経理財務部より必要な資料を入手、報告を受けたうえで会計監査人の監査計画および四半期レビュー計画の内容、会計監査の職務執行状況の相当性、報酬見積もりの算定根拠について確認し、審議した結果、これらについて適切であると判断したため、上記の金額に同意しました。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨およびその理由を報告いたします。

(5) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

6. 業務の適正を確保するための体制

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

当社は、会社法第362条第4項第6号に基づき、業務の適正を確保するために必要な体制について、以下のとおり決議しております。

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、当社グループが企業として存立を維持継続するためには、コンプライアンスの徹底が必要不可欠であると認識しており、法令と社会倫理の遵守を図るべく、当社の行動ポリシーである「ビヨンド・イマジネーション」のもとに「コンプライアンス・マニュアル」を整備し、当社グループに属する全ての取締役および使用人が公正で高い倫理観に基づいた企業活動を行うことを徹底するために以下の体制を整備する。

- イ. 代表取締役は、コンプライアンス全体に関する総括責任者として、取締役会においてコンプライアンス担当役員を任命し、所管の各部門を中心にコンプライアンス体制の整備、維持にあたる。
- ロ. コンプライアンス担当役員は、企業の行動規範の基本原則である「コンプライアンス・マニュアル」を通じて、法令と社会倫理の遵守について当社グループに属する全ての使用人に対し徹底を図る。
- ハ. 監査室は、コンプライアンス体制の調査、法令並びに定款上の問題の有無を調査し取締役会に報告する。
- ニ. 取締役会は、定期的にコンプライアンス体制を見直し、問題点の把握と改善に努める。
- ホ. 「法令」、「定款」、「社内規程」、「コンプライアンス・マニュアル」等の遵守について、違反行為等を認知した場合、取締役および使用人等の通報する内部通報窓口を設置する。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、当社グループの取締役会をはじめとする重要な会議の意思決定に係る記録や、各取締役が職務権限規程に基づき決裁した文書等、取締役の職務の執行に係る情報を正確に記録・保存するために以下の体制を整備する。

- イ. 代表取締役は、取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理についての総括責任者として、取締役会においてコンプライアンス担当役員を任命する。
- ロ. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理は、「取締役会規程」および「文書管理規程」に定め、これに従い当該情報についての所管の部門が文書または電磁的媒体に情報を記録し整理・保存を行う。
- ハ. 取締役の職務の執行に係る情報については、必要に応じて取締役、監査役、会計監査人が閲覧、複写可能な状態にて整理・保存を行う。
- ニ. 監査室は、取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理について、関連諸規程に準拠して実施されているかについて監査し、必要に応じて取締役会に報告する。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、当社グループの様々な損失の危険に対して、危険の大小や発生可能性に応じ、事前に適切な対応策を準備する等により、損失の危険を最小限にするために以下の体制を整備する。

- イ. 代表取締役は、日常における損失の危険等リスク全般の管理について、総括責任者として取締役会においてリスク管理担当役員を任命し、各部門の担当役員とともに、カテゴリーごとのリスクを体系的に管理するため、既存の「経理規程」、「与信管理規程」等を充実整備する。
- ロ. 当社の経営に重大な影響を与えるリスクが発生または発生が予測される場合は、代表取締役を対策本部長とし、リスク管理担当役員を副本部長とする「リスク対策本部」を設置するとともに、顧問弁護士等を含む外部アドバイザーチームの組成を行い、損害の拡大を防止し損害を最小限に止める体制を整備する。
- ハ. 監査室は、各部門におけるカテゴリーごとのリスク管理状況を監査し、その結果を取締役会または経営会議に報告する体制を整備する。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、当社グループを取り巻く社会情勢、経済情勢、その他の環境変化に対応した社会全体の将来ビジョンに対応するため、中期経営計画および単年度の経営計画を策定し、経営計画を達成するために取

取締役の職務権限と担当業務を明確にし、職務の執行を効率的に行うために以下の体制を整備する。

- イ. 中期経営計画および単年度の経営計画に基づいた各部門の目標に対し、取締役の職務の執行が効率的に行われるよう経営上において発生する重要課題等に対処するため、取締役会を毎月1回以上開催する他、常勤の役員は必要に応じて重要な意思決定に関して、迅速に情報の交換を行う体制を構築することにより、取締役会が効率的な職務執行状況を相互に監督する体制を整備する。
- ロ. 各部門の担当役員は、経営計画に基づき担当部門として実行すべき具体的な施策および効率的な業務遂行体制を決定し、その遂行状況を取締役会において定期的に報告させる体制を整備する。
- ハ. 取締役会は、法令と社会倫理を遵守し、経営目標の達成に向けて職務を遂行し、取締役会がその実績について管理を行う体制を整備する。

⑤ 当社及びその子会社から成る企業集団（当社グループ）における業務の適正を確保するための体制

当社は、「コンプライアンス・マニュアル」に従い、当社グループに属する全ての取締役および使用人が公正で高い倫理観に基づいた企業活動を行うとともに、業務の適正を確保するための以下の体制を整備する。

- イ. 取締役会は、毎月1回以上、グループ会社の運営状況等を含め、総合的な経営実態について担当役員自らが報告を行う体制を整えるとともに、グループ会社間における重要課題等に対処するための連携体制を構築する。
- ロ. 取締役および監査役は、子会社の経営管理状況を客観的に把握するため、子会社が起案する稟議書、報告書等の重要文書に対する閲覧権を確保するとともに、子会社の取締役を始めとする役員および従業員との連携を通じた経営管理体制を整備する。
- ハ. 監査室は、子会社に対し定期的または臨時に業務等の監査を行うことにより、カテゴリーごとのリスク管理状況を監査し、その結果を取締役会および監査役会に報告する体制を整備する。

- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制と当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項

当社は、当社の規模から当面監査役の職務を補助する使用人は置かない。監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、その要請に対応すべく以下の体制を整備する。

- イ. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合は、取締役会は監査役と協議のうえ必要に応じ、監査室要員を、監査役を補助すべき使用人として指名することができるものとする。
- ロ. 監査役がその職務の遂行のために指定する使用人の任命、解任、人事異動、賃金等の改定については、監査役会の同意を得たうえで決定するものとし、取締役からの独立性を確保する体制を整備する。
- ハ. 監査役による当該使用人への指示に基づく活動に対し、実効性のある協力体制を整備する。

- ⑦ 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

当社は、取締役および使用人が業務または業績に著しい影響のある事実、並びに不正行為や違法行為等のコンプライアンスに反する事項を認識した場合の他、取締役に付議すべき重要な事項と決定事項、経営会議その他重要な会議での決定事項、重要な会計方針・会計基準の変更、内部監査の実施状況、月次決算報告、その他必要な重要事項について、監査役に報告する体制を整備する。

- ⑧ 子会社の役員及び使用人が監査役に報告するための体制

子会社の取締役および使用人が当該子会社、並びに当社グループ全体において、重大な影響のある決定事項等、または業績に著しい影響のある事実、並びに不正行為や違法行為等のコンプライアンスに反する事項を認識した場合について、監査役に報告する体制を整備するとともに、当該事実の発生や恐れのある事象について、監査役への報告を理由に不利な取扱いを受けないことを確保するための体制を整備する。

⑨ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社は、監査役の監査が実効的に行われることを確保するために以下の体制を整備する。

- イ. 監査役は、代表取締役と定期的に会合を持ち、監査上の重要課題について意見交換を行う。
- ロ. 監査役は、監査室と緊密な連携を保つとともに、必要に応じて監査室に調査を求める。
- ハ. 監査役は、会計監査人と定期的に会合を持ち、意見および情報の交換を行うとともに、必要に応じて会計監査人に報告を求める。
- ニ. 監査役は、重要な意思決定のプロセスや業務の執行状況を把握するため、取締役会および経営会議等重要な会議に出席するとともに、稟議書等の業務執行に係る重要な文書を閲覧し、取締役および使用人に説明を求める。
- ホ. 監査役がその職務の執行について、費用の前払い等を請求した場合は、当該請求に係る費用または債務の発生が当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務の請求処理を実行する。

⑩ 反社会的勢力排除に向けた体制

当社は、反社会的勢力による経営活動への関与を一切拒絶し、健全な会社経営を行うために以下の事項を遵守する体制を維持整備する。

- イ. 市民社会の秩序や安全に脅威を与え、経済活動に障害となる反社会的勢力・団体等に対し、関係を一切持たない。
- ロ. 反社会的勢力から不当な要求を受けた場合、金銭等による安易な妥協や解決をしない。
- ハ. 反社会的勢力とは、合法非合法に係わらず、また名目の如何を問わず一切取引を行わない。
- ニ. 企業活動において、反社会的勢力を利用しない。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、リスク管理を徹底することにより競争力を強化し、企業価値および株主価値を最大化させるために、コーポレート・ガバナンスの徹底を最重要課題と位置付けております。

当事業年度における上記体制の運用状況の概要は、以下のとおりであります。

① 取締役の職務の執行について

当事業年度において、取締役会を14回開催しており、取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合するよう監督を行いました。

② 監査役の職務の執行について

当事業年度において、監査役会を14回開催しており、経営の適法性、コンプライアンスに関して幅広く意見交換、審議、検証し、適宜経営に対して助言や提言を行いました。

常勤監査役は、取締役会のほか、執行役員会、経営会議など重要な会議に出席して意見交換し、リスクマネジメント、コンプライアンスに関する監査および助言を行うことにより、各取締役の職務執行について、厳正な監視を実施いたしました。

③ コンプライアンス・プログラムについて

当社は、従業員に対し、入社時に人事部によるコンプライアンス、個人情報保護、インサイダー取引、ハラスメント・人権問題の研修を実施しております。

また、コンプライアンス教育プログラムを毎年5月に策定し、研修およびその進捗状況について取締役会で報告し、計画的にコンプライアンス体制の強化を実施しております。

④ リスクマネジメント体制の構築について

当社は、問題の早期発見・未然防止および迅速な対応を図るため、「個人情報保護関連規程」、「情報セキュリティ管理規程」、「危機（リスク）管理マニュアル」を制定し、リスクマネジメント体制の強化を推進しております。

(注) 1. 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて記載しております。

2. 記載金額には消費税等は含まれておりません。

貸 借 対 照 表

(2020年4月30日現在)

単位：千円

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	807,980	流 動 負 債	246,235
現 金 及 び 預 金	502,807	買 掛 金	58,423
売 掛 金	135,908	短 期 借 入 金	70,000
商 品	144,372	1年内返済予定の長期借入金	26,664
貯 蔵 品	4,859	リ ー ス 債 務	711
前 払 費 用	15,759	未 払 金	17,370
未 収 入 金	3,139	未 払 費 用	18,526
そ の 他	1,132	預 り 金	11,134
固 定 資 産	167,989	未 払 法 人 税 等	14,881
有 形 固 定 資 産	55,277	未 払 消 費 税 等	15,930
建 物	43,111	賞 与 引 当 金	8,460
器 具 備 品	9,952	短期解約返戻引当金	261
リ ー ス 資 産	1,332	そ の 他	3,871
レ ン タ ル 資 産	880	固 定 負 債	94,811
無 形 固 定 資 産	8,289	長 期 借 入 金	39,996
ソ フ ト ウ ェ ア	2,542	リ ー ス 債 務	953
電 話 加 入 権	5,698	繰 延 税 金 負 債	745
リ ー ス 資 産	48	役員退職慰労引当金	11,736
投資その他の資産	104,422	退 職 給 付 引 当 金	28,532
破 産 更 生 債 権 等	49,624	資 産 除 去 債 務	12,847
長 期 貸 付 金	11,128	負 債 合 計	341,046
長 期 前 払 費 用	391	純 資 産 の 部	
差 入 保 証 金	92,742	株 主 資 本	634,923
出 資 金	160	資 本 金	634,728
貸 倒 引 当 金	△49,624	資 本 剰 余 金	304,925
資 産 合 計	975,969	資 本 準 備 金	304,925
		利 益 剰 余 金	△304,730
		利 益 準 備 金	31,627
		そ の 他 利 益 剰 余 金	△336,357
		別 途 積 立 金	390,000
		繰 越 利 益 剰 余 金	△726,357
		純 資 産 合 計	634,923
		負債・純資産合計	975,969

損 益 計 算 書

（ 自 2019年 5 月 1 日 ）
（ 至 2020年 4 月 30 日 ）

単位：千円

科 目	金 額	金 額
売 上 高		4,339,734
売 上 原 価		3,559,560
売 上 総 利 益		780,173
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		717,691
営 業 利 益		62,481
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	3	
受 取 手 数 料	176	
そ の 他	799	979
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	2,285	
社 債 利 息	19	
為 替 差 損	509	
物 品 売 却 損	2,717	
社 債 発 行 費 償 却	188	
資 金 調 達 費 用	5,180	
そ の 他	513	11,413
経 常 利 益		52,048
特 別 利 益		
受 取 賠 償 金	2,402	
店 舗 譲 渡 益	5,005	
資 産 除 去 債 務 戻 入 益	6,844	14,252
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	0	0
税 引 前 当 期 純 利 益		66,300
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	9,734	
法 人 税 等 調 整 額	△1,018	8,715
当 期 純 利 益		57,584

株主資本等変動計算書

(自 2019年5月1日)
(至 2020年4月30日)

単位：千円

	株 主 資 本								純 資 産 計
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金				株主資本 合 計	
		資本準備金	資 本 剰 余 金 計 合	利益準備金	そ の 他 利 益 剰 余 金		利 益 剰 余 金 計 合		
					別 途 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金			
当 期 首 残 高	634,728	304,925	304,925	31,627	390,000	△783,942	△362,315	577,338	577,338
当 期 変 動 額									
当 期 純 利 益						57,584	57,584	57,584	57,584
当 期 変 動 額 合 計	—	—	—	—	—	57,584	57,584	57,584	57,584
当 期 末 残 高	634,728	304,925	304,925	31,627	390,000	△726,357	△304,730	634,923	634,923

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法 たな卸資産の評価基準及び評価方法

- | | |
|---------|--|
| ① 商 品 | 商品については、原則として先入先出法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。
なお、中古携帯機器については、個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。 |
| ② 貯 蔵 品 | 最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。 |

(2) 固定資産の減価償却の方法

- | | | | | | | | |
|------------------------|--|-----|-----------|---------|-----------|--------|-----|
| ① 有形固定資産
(リース資産を除く) | 定率法（ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物、並びにレンタル資産については定額法）を採用しております。
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。
<table border="0" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>建 物</td> <td>8 年 ～ 18年</td> </tr> <tr> <td>器 具 備 品</td> <td>3 年 ～ 15年</td> </tr> <tr> <td>レンタル資産</td> <td>2 年</td> </tr> </table> | 建 物 | 8 年 ～ 18年 | 器 具 備 品 | 3 年 ～ 15年 | レンタル資産 | 2 年 |
| 建 物 | 8 年 ～ 18年 | | | | | | |
| 器 具 備 品 | 3 年 ～ 15年 | | | | | | |
| レンタル資産 | 2 年 | | | | | | |
| ② 無形固定資産
(リース資産を除く) | 定額法を採用しております。
なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。 | | | | | | |
| ③ リース資産 | リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法を採用しております。 | | | | | | |

(3) 引当金の計上基準

- | | |
|-------------|---|
| ① 貸倒引当金 | 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。 |
| ② 賞与引当金 | 従業員の賞与の支給に備えて、賞与支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。 |
| ③ 短期解約返戻引当金 | 携帯電話契約者の短期解約に伴い移動体通信事業者等に対して返金する受取手数料の支払いに備えるため、短期解約実績率に基づく見込額を引当計上しております。 |
| ④ 退職給付引当金 | 従業員の退職給付に備えるため、退職給付引当金および退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。 |
| ⑤ 役員退職慰労引当金 | 役員の退職慰労金の支出に備えるため、役員退職慰労金規程に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。 |

(4) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

①繰延資産の処理方法

社債発行費は、償還期間にわたり定額法により償却を行っております。

②消費税等の会計処理

消費税および地方消費税の会計処理は税抜方式によっており、控除対象外消費税および地方消費税は、当事業年度の費用として処理しております。

③外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、事業年度末の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

2. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 184,437千円

(2) 貸出コミットメントライン契約

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行1行と貸出コミットメントライン契約を締結しております。貸出コミットメントライン契約に基づく事業年度末の貸出コミットメントに係る借入未実行残高は次のとおりであります。

貸出コミットメントライン契約の総額	400,000千円
借入実行残高	-千円
	400,000千円

3. 損益計算書に関する注記

該当事項はありません。

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における発行済株式の種類及び総数

普通 3,409,000株

5. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

未払事業税	1,865 千円
賞与引当金	2,576
たな卸資産	2,784
未払費用	453
短期解約返戻引当金	79
貸倒引当金	15,115
退職給付引当金	8,690
役員退職慰労引当金	3,574
固定資産	4,129
資産除去債務	3,913
繰越欠損金	128,428

小 計

税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	△128,428
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△43,184
評価性引当額小計	△171,613 千円
繰延税金資産合計	- 千円

繰延税金負債

資産除去債務	745 千円
繰延税金負債合計	745 千円
繰延税金負債純額	745 千円

6. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については短期的な預金等元本保証のものに限定し、また、資金調達については銀行借入による方針です。

② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は顧客の信用リスクに晒されています。信用リスクの管理は与信管理規程や販売管理規程に基づき取引相手ごとに期日および残高を管理しております。

また、一部外貨建てのものについては、為替の変動リスクに晒されておりますが、当該リスクは僅少であります。

営業債務である買掛金並びに未払金、預り金および未払法人税等は全て短期間の支払期日であります。

借入金には運転資金および設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであります。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

イ. 信用リスク（取引先の債務不履行等に係るリスク）の管理

営業債権については販売管理規程に従い、各営業本部が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングしております。また、債権会議により取引先ごとに債権の期日および残高状況の報告を求め、回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

ロ. 市場リスク（金利の変動リスク）の管理

銀行借入については、固定金利もしくは日本円TIBORに連動したものとなっております。経理財務部で金利変動をモニタリングし、金利の上昇局面では固定金利の条件の借入、金利の下降局面では借換等を行うことで、金利の変動に係るリスクを低減しております。

ハ. 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

経理財務部が適時に資金繰り計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格が無い場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2020年4月30日における貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	502,807	502,807	-
(2) 売掛金	135,908	135,908	-
(3) 未収入金	3,139	3,139	-
(4) 破産更生債権等	49,624		
貸倒引当金 (※1)	△49,624		
	-	-	-
(5) 長期貸付金	11,128	11,178	50
(6) 差入保証金	92,742	93,273	530
資産計	745,727	746,308	581
(1) 買掛金	58,423	58,423	-
(2) 短期借入金	70,000	70,000	-
(3) 長期借入金 (※2)	66,660	65,992	△667
(4) 未払金	17,370	17,370	-
(5) 預り金	11,134	11,134	-
(6) 未払法人税等	14,881	14,881	-
負債計	238,469	237,802	△667

(※1) 破産更生債権等に対して個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

(※2) 1年以内返済予定の長期借入金を含んでおります。

(注)金融商品の時価の算定方法

(資 産)

(1)現金及び預金、(2)売掛金並びに(3)未収入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4)破産更生債権等

破産更生債権等については、個別に回収不能見込額に基づいて貸倒見積額を算定しているため、時価は決算日における貸借対照表価額から貸倒見積額を控除した金額と同額であり、当該価額をもって時価としております。

(5)長期貸付金、(6)差入保証金

これらの時価については、契約先ごとにその将来のキャッシュ・フローを、国債の調達利回り等適切な指標の利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(負 債)

(1)買掛金、(2)短期借入金、(4)未払金、(5)預り金及び(6)未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3)長期借入金（１年内返済予定の長期借入金を含む）

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

7. 関連当事者との取引に関する注記

親会社及び法人主要株主等

単位：千円

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容 (注1)	取引金額 (注3)	科目	期末残高
法人 主要株主 (会社等)	兼松コミュニケーションズ 株式会社 (注4)	13.49	業務委託 商品の売買	業務委託	369,417	売掛金	36,991
				商品の販売	59,106	売掛金	2,258
				商品の仕入	277,726	買掛金	24,053
				通話料等の 回収、送金 (注2)	57,454	預り金	4,694

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注1) 市場価格の動向や他社との取引条件を勘案の上、交渉により決定しております。
- (注2) 当社は、利用者から通話料等の回収を行い、当該会社へ送金した金額を取引金額に記載しております。
- (注3) 取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。
- (注4) 兼松コミュニケーションズ株式会社は、2019年10月24日に当社株式を取得し、当社の主要株主となりました。このため、取引金額は関連当事者となった期間の取引金額を記載しております。

8. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	186円25銭
(2) 1株当たり当期純利益	16円89銭

9. その他の注記

(1) 退職給付会計に関する注記

① 採用している退職給付制度の概要

当社は、従業員の退職給付に充てるため、非積立型の確定給付制度として退職一時金制度と、確定拠出年金制度を採用しております。

当社が有する退職一時金制度は、簡便法により退職給付引当金および退職給付費用を計上しております。

② 簡便法を適用した確定給付制度

イ. 簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

退職給付引当金の期首残高	29,549 千円
退職給付費用	4,785
退職給付の支払額	△5,803
退職給付引当金の期末残高	28,532

ロ. 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

非積立型制度の退職給付債務	28,532 千円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	28,532
退職給付引当金	28,532 千円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	28,532

ハ. 退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用	4,785 千円
----------------	----------

③ 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、4,007千円であります。

(2)資産除去債務に関する注記

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

① 当該資産除去債務の概要

販売店舗用の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

② 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から14年と見積り、割引率は1.776%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

③ 当事業年度における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	22,496千円
時の経過による調整額	142
店舗譲渡による減少額	<u>△9,791</u>
期末残高	<u>12,847</u>

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2020年6月22日

日本テレホン株式会社

取締役会 御中

仰星監査法人

東京事務所

指 定 社 員
業 務 執 行 社 員

公認会計士 神 山 俊 一 ㊞

指 定 社 員
業 務 執 行 社 員

公認会計士 竹 村 純 也 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、日本テレホン株式会社の2019年5月1日から2020年4月30日までの第32期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2019年5月1日から2020年4月30日までの第32期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議のうえ、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役および監査役会の監査の方法およびその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況および結果について報告を受けるほか、取締役等および会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査規程、監査の方針および監査計画等に従い、取締役、監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集および監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役および使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、決裁書類その他重要な書類を閲覧し、本社および主要な事業所において業務および財産の状況を調査いたしました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項および第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役および使用人等からその構築および運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令若しくは定款に違反する重大な事実とは認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容および取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人仰星監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

2020年6月29日

日本テレホン株式会社 監査役会

常勤監査役 茶 谷 喜 晴 ㊟

監 査 役 加 藤 清 和 ㊟

監 査 役 安 倉 史 典 ㊟

(注) 監査役 加藤清和および監査役 安倉史典は、会社法第2条第16号および第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

株主総会参考書類

議案および参考事項

議案 監査役 1 名選任の件

本総会終結の時をもって、監査役 茶谷 喜晴が任期満了となります。
つきましては、監査役 1 名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位および重要な兼職の状況	所有する当 社の株式数
ちや たに よし はる 茶 谷 喜 晴 (1960年12月12日生)	1994年 4 月 当社入社 1999年 4 月 当社経理部 次長 2000年 4 月 当社経理部 部長 2000年 6 月 当社経営企画部 部長 2007年 7 月 当社取締役執行役員 経営企画部長 2010年 5 月 当社取締役執行役員 管理本部長 兼 経営企画部長 2010年 7 月 当社執行役員 管理本部長 兼 経営企画部長 2013年 7 月 当社取締役執行役員 管理本部長 兼 経営企画部長 2014年 6 月 当社取締役執行役員 経理財務本部長 2014年 9 月 当社取締役執行役員 経理財務本部長 兼 HKNT CO., LIMITED 董事長 2015年 3 月 当社取締役執行役員 経理財務本部長 2015年11月 当社取締役執行役員 経理財務部門管掌 兼 情報システム部門管掌 2016年 7 月 当社取締役執行役員 退任 2016年 7 月 当社常勤監査役 就任 (現任)	5,600株

(注) 1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

2. 当社は茶谷喜晴氏との間で、会社法第427条第 1 項の規定に基づき、同法第423条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第 1 項に定める最低責任限度額としております。なお、同氏の再任が承認された場合には、当該契約を継続する予定であります。

以 上

メ モ

This image shows a full page of white paper with horizontal dashed lines, typical of primary school handwriting practice paper. The lines are evenly spaced and run across the width of the page. There are no margins, text, or other markings on the paper.

株主総会会場ご案内図

会 場 大阪市北区天満橋一丁目 8 番30号
OAPタワー24階 A・B会議室
電 話 06-6881-6611



交通のご案内

- ・ JR大阪環状線「桜ノ宮」駅 西口より徒歩5分
- ・ JR東西線「大阪天満宮」駅 1番出口より徒歩7分
- ・ 地下鉄谷町線・堺筋線「南森町」駅 3番出口より徒歩10分